

内部統制システムに関する基本方針

制定 平成 31 年 4 月 1 日

改正 令和 3 年 4 月 1 日

北海道厚生農業協同組合連合会（以下「会」という。）は、医療、保健、高齢者福祉等に関する事業を通じ、会の理念に基づいた基本目標を達成するため、以下のとおり内部統制システムに関する基本方針を定めます。

会の内部統制システムは、業務の適正を確保する体制を実現し、不断の見直しによって継続的に改善を図ります。

1. 内部統制規程を遵守し、内部統制システムを確保する組織体制

- (1) 会は、業務の適正を確保する体制実現のため、基本方針に基づき「内部統制規程」を定めます。
- (2) 会の内部統制システムの組織体制は、代表理事専務を内部統制統括責任者とし、内部統制システムを統括する部署は、「内部統制室」とします。
- (3) 本部、事業所における内部統制責任者は、本部にあつては各部室長、事業所は事務部長（事務長）とし、自部署の内部統制が、業務の中で有効に機能しているかを日常的に監視する内部統制管理者は各所属長とします。
- (4) 会の内部統制システムを評価する部署は「審査室」とし、内部審査計画に基づき、審査を実施するとともに、審査結果を理事会に報告します。

2. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款等に適合することを確保するための体制

- (1) 会は、役職員が農協法他事業関連法規及び定款等を遵守し、常にその社会的使命を踏まえた事業活動から逸脱することがないように、行動指針として「役職員行動規範（コンプライアンス・マニュアル）」を定め周知します。また、本部・事業所等に対して教育・研修を継続的に実施し、法令等を遵守する体制を確立します。
- (2) 会のコンプライアンス体制は、代表理事専務をコンプライアンス統括責任者とし、コンプライアンスを統括する部署は、「コンプライアンス・リスク管理課」とします。また、常務理事を委員長とする「コンプライアンス委員会」におい

て、コンプライアンス・プログラムの進捗状況等を協議します。コンプライアンス・プログラム並びにプログラムの実施結果は、定期的に理事会に報告します。

- (3) 会は、公益通報者保護法に対応し、法令遵守上疑義のある行為等の内部通報に関して、通報者に不利益を及ぼさないことを保障した内部通報制度を確立します。
- (4) 会は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、確固たる信念をもって、これを遵守します。

3. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 会は、総会議事録・理事会議事録、決算関係書類、職務の執行に係る重要情報を「文書規程」、「文書取扱細則」の定める方法により、適切に整理・保存のうえ、管理します。
- (2) 会は、重要情報について、随時、理事、監事、会計監査人等の求めに応じて、閲覧可能な状況で整理・保存します。
- (3) 会は、個人情報について「個人情報保護方針」を定め、諸規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理します。
- (4) 会は、IT（情報技術）に適切に対応するため、必要な諸規程等を定め、情報を適正かつ安全に管理します。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 会は、会の持続的発展を脅かすリスクを適切に認識し、管理するための規程やマニュアルを定め、リスク管理体制の整備を推進します。
- (2) 理事は、リスク対策実施状況の点検、リスク管理を行うためのコントロールリスト等を定めます。
- (3) 重大なリスクが顕在化した時は、危機管理に対するマニュアルに則り、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講じるとともに、速やかな原因分析等により、再発防止に努めます。

5. 理事の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 会は、理事会を年度計画に基づき開催する他、必要に応じて臨時に開催します。
- (2) 会は、定款に理事会の決議事項と報告事項を定めるとともに、規約に理事会の附議事項を定めます。
- (3) 会は、業務運営について理事に意見を述べ、又は諮問に応ずる組織として委員会を設置します。
- (4) 理事会は、職制規程を制定し、会の業務組織、業務分掌及び職務権限に関する基準を明らかにし、業務の組織的、能率的な運営を図ります。

6. 監事監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、「監事監査規程」及び「監事監査実施細則」に則り、理事会の職務執行の適正性を監査します。
- (2) 監事は、「監査方針」及び「監査計画」を策定し、本部・事業所に対して管理状況の監査を行います。
- (3) 会は、監事の職務を補助する監査部を設置し、常勤の職員を配置します。

7. 理事及び職員が監事に報告するための体制、その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事は、会に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告します。
- (2) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、監事は理事会に出席するほか、常任監事は重要な会議等に出席します。
- (3) 監事は、代表理事等と定期的会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表理事等との相互認識を深めるよう努めます。
- (4) 監事は、会の審査室と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、効率的で有効な監査を実施するよう努めます。
- (5) 会は、監事に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、理事及び職員に対して不利な取扱いを行いません。

8. 子会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 会は、関係会社の経営の自立独立を尊重しつつ、子会社経営の適正かつ効率的な運営に資するため「子会社管理規程」を定めます。また、前述の「役職員行動規範」は、子会社全てに適用する行動指針として位置付けます。これらの規程及び規範をもとに、子会社では業務を適正に推進するための諸規定を定めます。
- (2) 会のコンプライアンス委員会などの重要な委員会は、子会社を視野に入れて活動することとし、必要に応じて各子会社の代表者を会議に参加させます。
- (3) 特に重要な子会社には、リスク及びコンプライアンスも含めた事業の状況について、理事会に定期的に報告させます。
- (4) 監事は、各子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査します。